



個

 平成 年 月 日 税務署長 殿		所管 業種目 概況書 要否 別表等	個別帰属 一連番号 ※ 連結グループ整理番号 整理番号 連結事業年度(至) 売上金額 届出年月日 申告区分 序指定 局指定 指導等 区分 通信日付印 確認印 省略 年 月 日 年 月 日
所在地	電話() -	事業種目	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編に係る契約書等の写し、資産再編成に係る移転資産等の明細書
(フリガナ) 連結法人名		旧所在地及び旧法人名	
法人番号			
(フリガナ) 代表者記名押印			
代表者住所			
連結親法人名及び納税地			

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書 | 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分... 平成三十一年四月一以後終了連結事業年度分

平成 年 月 日
 平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告に係る届出書

税理士法第30条
 の書面提出有 

個別所得金額又は個別欠損金額 (イ)+(ロ)	十億	百万	千	円	連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額	11	外	十億	百万	千	円
(イ) 個別所得金額又は個別欠損金額 (別表四の二付表「36」の①)					11	外					
(ロ) 連結欠損金額(個別帰属発生額) (別表七の二付表「24」)					12	外					
算出連結法人税個別帰属額 (24)					13	この届出前の修正申告等による増加又は減少する連結法人税個別帰属額 (12)-(15)					
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (別表六の二付表「18」)					14	課税個別土地譲渡利益金額					
差引連結法人税個別帰属額 (2)-(3)					15	連結法人税個別帰属額					
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額					16	外					
課税個別土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」) + 別表三(二の二)「25」 + 別表三(三)「20」					17	連結欠損金個別帰属額の当期減少額 (別表七の二付表「19」の計)					
同上に対する税額 (25)+(26)+(27)					18	翌期へ繰り越し連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表「20」の計) + 「28」					
連結法人税個別帰属額計 (4)+(5)+(7)					19	この場合の届出によるこの修正申告等による増加又は減少する連結欠損金個別帰属額 (17)-(18)					
個別控除税額 (28)+(29)+(30)					20	外					
差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額 (8)-(9)					21	連結所得に対する法人税額 (別表一の二(三)「2」)					
連結所得金額 (別表一の二(三)「1」)					22	算出連結法人税個別帰属額 ((21)×(22)×(22)の16%相当額)					
個別所得金額又は個別欠損金額 (1)					23	土税額の個別土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)					
個別土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)					24	同上 (別表三(二の二)「28」)					
同上 (別表三(二の二)「28」)					25	土税額の個別土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)					
所得税の額の個別帰属額 (別表六の二(一)「22」)					26	外					
外国税額の個別帰属額 (別表六の二(二)付表「18」)					27	連結地方法人税個別帰属額 (連結法人税個別帰属額届出書付表「4」)					
個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額 (別表十七(三)の十二)「11」)					28	決算確定の日 平成 年 月 日					
連結地方法人税個別帰属額 (別表十七(三)の十二)「11」)					29						
連結地方法人税個別帰属額 (別表十七(三)の十二)「11」)					30						
連結地方法人税個別帰属額 (別表十七(三)の十二)「11」)					31						
連結地方法人税個別帰属額 (別表十七(三)の十二)「11」)					32						

税理士 署名押印 

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書－連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及び地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに地方法人税法第19条第4項（連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類）の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

（注） 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

（注） 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二（三）各連結事業年度の連結所得に係る申告書－特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書（別表三（二）～別表十七の二（三）付表二及びこの届出書の付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書